

様式第1号の2 (第6条関係) (市内転居者用)

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

下関市住宅取得支援事業補助金交付申請書

下関市住宅取得支援事業補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の名称	_____年度 下関市住宅取得支援事業 種別：市内転居者
居住状況	以下について、該当するものに✓を付してください。 <input type="checkbox"/> 1年以上、居住誘導区域外に居住しています。 <input type="checkbox"/> 現在、土砂災害特別警戒区域等に居住しています。 <input type="checkbox"/> 1年以上、居住誘導区域内に居住しています。
購入・建築先の 所在地 (地番)	〒 _____ 下関市
住宅の種類	以下について、該当するものに✓を付してください。(いずれか一つを選択) <input type="checkbox"/> 新築住宅 (戸建て住宅 _____㎡) <input type="checkbox"/> 中古住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 (マンション _____㎡) 注1 新築住宅については、登録事業者が施工し、又は販売するもので一定の面積を有するものに限る。なお、新築住宅とは、新たに建築された住宅で、居住の用に供したことがないもののうち、検査済証の交付日又は住宅の完成日から1年を経過していないものをいう。 注2 中古住宅については、新耐震基準 (昭和56年6月改正) を満たした住宅で、市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介して購入するものに限る。
世帯区分 (下関駅 周辺地区に転居する 場合のみ)	以下について、転居後の状況として該当するものに✓を付してください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> 中学生以下の子がいない世帯 <input type="checkbox"/> 中学生以下の子がいる世帯 (中学生以下の子の人数 _____人) <input type="checkbox"/> 新たに三世帯同居又は三世帯近居を開始する世帯
補助対象事業に要する経費	金 _____円【税抜】
交付申請額	金 _____円
住宅の建築等事業者	
宅地建物取引業者 (中古住宅の場合のみ)	

契約予定日	年 月 上旬・中旬・下旬	登記予定日	年 月 上旬・中旬・下旬
建築確認申請の予定時期 (新築住宅の場合のみ)	年 月 上旬・中旬・下旬		
※下関市記入欄	<input type="checkbox"/> 住宅の敷地が居住誘導区域内の世帯 <input type="checkbox"/> 住宅の敷地が下関駅周辺地区の世帯		
誓約事項	<p>私は次の(1) から(4) までの事項について誓約します。</p> <p>(1) 同一世帯員及び三世代同居又は三世代近居を開始する場合における当該三世代の全員は、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。</p> <p>(2) 補助対象事業の実施に当たり、国、山口県又は下関市が行う他の同種の補助金等の交付を受けないこと。</p> <p>(3) 補助金の交付決定前に補助対象事業（契約締結を含む。）に着手しないこと。</p> <p>(4) 提出した書類一式について返却を求めないこと。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>		

※添付書類（下関駅周辺地区に転居する場合）

- (1) 戸籍の附票の写し等、補助対象者が要綱別表第2の住所要件を満たすことが確認できる書類
- (2) 当該補助対象事業により取得する住宅に異動する予定の全ての者が確認できる住民票の写し
- (3) 見積書等、住宅の建築等に係る規模及び費用が確認できる書類
- (4) 住宅の建築を行う場合にあっては住宅の引渡しの予定時期を示した書類、住宅の購入を行う場合にあっては検査済証の写しその他の住宅の完成時期が確認できる書類
- (5) 新たに三世代同居又は三世代近居を始める三世代の現住所が確認できる住民票の写し（補助対象者が新たに三世代同居又は三世代近居を始める場合に限る。）
- (6) 新たに三世代同居又は三世代近居を始める三世代の続柄が確認できる戸籍謄本等（補助対象者が新たに三世代同居又は三世代近居を始める場合に限る。）
- (7) 要綱第4条第1項第2号アに該当することを証する書類（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された中古住宅又は建築確認を受けていない中古住宅の購入を行う場合に限る。）
- (8) 下関市税の滞納がないことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

※添付書類（下関駅周辺地区以外に転居する場合）

- (1) 戸籍の附票の写し等、補助対象者が要綱別表第2の住所要件を満たすことが確認できる書類
- (2) 補助対象者の住民票の写し
- (3) 見積書等、住宅の建築等に係る規模及び費用が確認できる書類
- (4) 住宅の建築を行う場合にあっては住宅の引渡しの予定時期を示した書類、住宅の購入を行う場合にあっては検査済証の写しその他の住宅の完成時期が確認できる書類
- (5) 要綱第4条第1項第2号アに該当することを証する書類（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された中古住宅又は建築確認を受けていない中古住宅の購入を行う場合に限る。）
- (6) 下関市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類